（府労組連）

# 回　　答

令和６年１１月１３日

総　　務　　部　　長

【府労組連】最終回答

去る令和６年１０月２１日に、府労組連からご要求のありました諸事項につきましては、数次にわたる交渉及び事務折衝を通じまして、皆様方のご要求の趣旨ご意見を十分に承るとともに、種々協議を重ねてきたところでございます。

ご要求の諸事項は、いずれも職員の給与、その他の勤務条件に関する重要な事項でありますが、社会経済情勢が依然として厳しい状況や本府の置かれている現状も踏まえ、ご要求いただいた諸事項について検討してまいりました。

本日は、知事とも十分相談いたしました、その結果につきまして、ご回答申し上げたいと存じます。

第１のご要求について、皆様方との良き労使関係については、これまでの経過を尊重し、今後とも、双方の努力により築いてまいりたいと存じます。
職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、所要の協議を行ってまいりたいと存じます。

第２及び第６のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

本年の取扱いについては、勧告どおり実施したいと存じます。

具体的には、まず、公民較差解消に係る勧告については、令和６年４月１日から、次のとおり実施したいと存じます。

給料表について、初任給・若年層に重点を置いて全職員を対象に引き上げたいと存じます。

医師及び歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の限度を252,400円に引き上げたいと存じます。

期末・勤勉手当について、年間０．１月分を引き上げ、年間４．６月分に改定し、その割り振りは、「期末手当」と「勤勉手当」に均等に配分したいと存じます。

これに伴う勤勉手当の成績率については、これまで皆様方と協議してきた経緯を踏まえ、改めてお示しいたします。

技能労務職員について、給料表及び期末・勤勉手当については、行政職給料表が適用される職員に準じてまいりたいと存じます。

非常勤職員の報酬及び期末・勤勉手当については、常勤職員に準じて改定してまいりたいと存じます。
改定後の報酬単価等については、改めてお示しいたします。

以上の内容で関係条例（案）を令和６年１１月の定例府議会へ提出したいと存じます。
差額支給の時期については、関係条例（案）の議決を得られれば、その段階で改めてお示しいたします。

次に、国の給与制度のアップデートを踏まえた勧告については、令和７年４月１日から、次のとおり実施したいと存じます。

扶養手当については、配偶者分を廃止し、子の額を増額したいと存じます。改定にあたっては、令和７年度において、経過措置を講じたいと存じます。

通勤手当については、１箇月当たりの限度額を１５万円に引き上げたいと存じます。

再任用職員に対し、住居手当を支給したいと存じます。

その他についても、勧告のとおり実施したいと存じます。

なお、技能労務職員について、給料表については、国家公務員の取扱いを踏まえ、１級の最低水準を引き上げるとともに、その他の勧告の取扱いについては、行政職給料表が適用される職員に準じてまいりたいと存じます。

以上の内容で関係条例（案）を令和７年２月の定例府議会へ提出したいと存じます。

その他詳細の取扱いについては、改めてお示しいたします。

その他のご要求の諸事項については、先般、職員長回答及び課長回答でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。